

令和6年度 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金

物価高騰の影響により、地域で活動の継続が困難となっている高齢者の居場所やケアラー支援の場に活動の継続を支援するため、支援金2万円を支給します。

受付期間（先着順）

令和6年7月24日（水曜日）
午前10時00分～

令和6年9月30日（月曜日）まで

※予算の上限に達した場合、その時点で受付終了となります。

※審査期間を含め、申請受付から支給まで約3～4か月程度要します。
ご理解の上、申請ください。



《支給対象者》

- ・ 認知症カフェ
- ・ 高齢者の通いの場
- ・ 老人クラブ及び老人クラブ連合会
- ・ ケアラーズカフェ

物価高騰の影響を受けた活動経費に使用することが要件になっています。詳しくは裏面、ホームページ、支援金支給要綱をご確認ください。

申請方法の説明会を3回開催します！

- (1) 7月30日（火） 14時～16時
会場：かながわ県民センター 305会議室
（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- (2) 7月31日（水） 14時～16時
会場：小田原合同庁舎 3EF会議室
（小田原市荻窪350-1）
- (3) 8月1日（木） 14時～16時
会場：海老名市役所 701会議室
（海老名市勝瀬175-1）

※事前予約不要です。

※受付は15分前から行います。
説明会実施時間内に入場ください。

※当日申請していただく場合、次のものをご用意ください。

- ・活動実態がわかる資料
（定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等）
- ・振込口座の写し
- ・役員氏名、住所一覧
- ・メールアドレス



神奈川県認知症のひとと家族を支える
マークとかながわキンタロウ

申請方法は裏面へ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ

支給要件（※複数の活動をしている場合でも、支給額は1団体 2万円）

高齢者の通いの場 ・令和6年4月及び5月において、各月、65歳以上の参加者が10名以上の活動実績があること。	認知症カフェ ・令和6年4月及び5月において、各月、認知症の方ご本人の参加者が1名以上の活動実績があること。
老人クラブおよび老人クラブ連合会 ・老人クラブにあっては、申請日時時点で神奈川県内の市町村老人クラブ連合会もしくは指定都市老人クラブ連合会に加盟していること。 または、令和6年4月1日以降に友愛活動があること。 ・令和6年4月及び5月において、各月、高齢者福祉に資する活動実績があること。	ケアラズカフェ ・令和6年4月及び5月において、各月、介護者（ケアラー）の参加者が1名以上の活動実績があること。
共通事項 ・申請時に事業実施等に当たっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。 ・過去2年以内に違法な活動歴がないこと。 ・団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。 ・活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。 ・暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。 ・物価高騰の影響を受けた活動経費（食糧費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、会場使用料、通信費、講師謝金に限る）に使用すること。	

申請方法

・郵送またはe-kanagawa電子申請システムで申請（下記URLか、二次元コードを読み込んで専用のフォームからお申し込みください。）

【郵送先】 ※申請受付、書類審査、コールセンター業務を委託しています。

可能な限り、追跡ができる方法や記録が残る方法で発送をお願いします。

※郵送でのみ対応します。（来所による手渡しでの受付は、対応できません。）

〒220-0012

所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3MMパークビル12F

（株）長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援金窓口 担当 宛て

【電子申請システムで申請】

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75481

【提出書類】※(1)～(4)は電子申請システムで自動的に作成されます。

(1) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書（第1号様式）

(2) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金口座振込依頼書

※令和4年度実施高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金の受取口座又は令和5年度（上半期、下半期ともに）高齢者居場所づくり等支援金受取口座でない場合は、振込口座の通帳の写し）

※代表者名義または団体名義でない場合は、委任状

(3) 誓約書

(4) 役員等氏名一覧表

(5) 活動実態がわかる資料（定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ、広報物、広報メール等）

※支給決定後、活動停止や、解散等により、支給申請書に記載された「活動計画」に変更が生じた場合のみ、「活動実施報告書（第4号様式）」の提出が必要です。



電子申請システムの操作方法から郵送での申請、申請完了まで、申請者のサポートをします。

<神奈川県委託事業>

（株）長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援金窓口

電話番号 045-900-5130

Mail kanagawa_pref@chojyu.co.jp

※申請後、1～2週間程度で申請受け付けた旨のメールがこのアドレスから届きます。

申請内容に係るQ&A（よくある質問）はこちらをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/r6ibasyodukuritoushienkin.html>

不正受給は犯罪です。

不正受給が発覚した場合、支援金の返還請求を求めます。

神奈川県・神奈川県警察

その他の問合せ先（申請方法の問合せ先ではございません。）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 高齢福祉グループ
045-210-1111（内線4847）